

千葉県告示第320号

地方自治法施行令（昭和22年法令第16号）第158条第1項の規定により、校庭夜間開放関連物品（照明カード）売払に係る代金収納事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

記

1 委託相手方の住所及び氏名

東京都江東区有明3丁目7番18号

代表者 スポーツクラブNAS株式会社

代表取締役社長 柴山 良成

2 委託施設

(1) 千葉公園体育館

(2) 花島公園体育館

(3) 宮野木スポーツセンター体育館

(4) 北谷津温水プール

(5) 有吉公園スポーツ施設事務所

(6) 高洲スポーツセンター

3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで